

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年3月31日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	横	井	雄一
同	藤	田	幸代

奈 監 第 9 3 号
令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議員 北 良晃 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	横	井	雄一
同	藤	田	幸代

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査（継続監査分）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

総務部	納税課
福祉部	国保年金課

2 監査期間

令和4年10月7日から令和5年3月29日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和4年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

納税課

【指摘】

市税において出納整理期間中に還付処理ができていない額について、同期間中に翌年度の歳入に振り替える処理を行っていた。また、決算上の還付未済額について、還付処理ができていない額に加え、還付処理を行ったもののうち還付対象者が受け取っていない額も含まれていた。

市税の収入済額の中には、過誤納による納税者への還付が必要なものが含まれている。この還付が必要なものについては、還付処理を行い収入済額から減額し、出納整理期間中に還付処理ができていない額については収入済額に含めることとされている。また、決算上の還付未済額は、収入済額のうち還付処理ができていない額のみを表示することとされている。

還付未済額は、今後の決算においては正確な計数をつかんだ上で、収入済額に含められたい。

【指摘】

市税の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。

これは、滞納繰越が納税課と課税担当課の両課にまたがった事務であることが一因と考えられる。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、両課間で適切に連携を図るとともに、前年度の収入未済額も参照した上で正確な調定額をつかまされたい。

福祉部

国保年金課

【指摘】

国民健康保険料の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。

これは、国民健康保険料の収入済額には過誤納に伴う還付未済額が含まれていることから、滞納繰越額を算出する際に、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があったが、所管課では加算が行われていなかったことが原因であった。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、正確な額で調定を行われたい。